

委 員 会 議 題

令和 7 年 3 月 2 4 日開催

於：奈良県経済倶楽部

奈良県内水面漁場管理委員会

議 事 事 項

- | | |
|--|-------|
| 1. 遊漁規則の変更について | 1～ 4 |
| 2. 令和 6 年度増殖実績数量及び令和 7 年度増殖計画数量の検討について | 5～12 |
| 3. 令和 7 年度第 5 種共同漁業権の増殖目標数について | 13～16 |
| 4. 資源管理の状況等の報告について | 17 |
| 5. コイヘルペスウイルス病のまん延防止について | 18 |

1. 遊漁規則の変更について

野迫川村漁業協同組合案内第11号、案内共第12号及び案内共第13号第5種共同漁業権遊漁規則 一部改正

新旧対照表

新

旧

第1条 ～ 第7条 〔略〕

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 第2条の規定により遊漁者が納付すべき遊漁料の額は、次の表のとおりとする。次項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に500円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
あ ま ご (にじます)	竿 釣	1日 (解禁日)	4,000円
		1日、(その他)	3,000円
		1年 (解禁日を除く)	7,500円

2～4 〔略〕

第9条 ～ 第12条 〔略〕

附 則

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 8 月 15日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1日から施行する。

第1条 ～ 第7条 〔略〕

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 第2条の規定により遊漁者が納付すべき遊漁料の額は、次の表のとおりとする。次項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に500円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
あ ま ご (にじます)	竿 釣	1日 (解禁日)	3,500円
		1日 (その他)	2,500円
		1年 (解禁日を除く)	7,000円

2～4 〔略〕

第9条 ～ 第12条 〔略〕

附 則

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 8 月 15日から施行する。

附 則

(新 設)

新旧対照表

新

第1条 ～ 第7条〔略〕
(遊漁料の額及び納付方法)
第8条 1～3〔略〕
4 前各項の規定にかかわらず、特別区域においてする遊漁の遊漁料及び納付場所は、次の表のとおりとし、あまご又はにじます1kgを目の前で放流するものとする。

区 域	魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料	納付場所
A. 川上村東川馬場の谷堰堤より下流1,000mの流域内の中井川の区域	あまご にじます	餌 釣 ルアー釣 フライ釣	1 日	5,000円	うのがわ中井 溪谷事務所
B. 川上村高原関西電力用水取入口より下流1,100mまでの流域内の高原川の区域	あまご にじます	餌 釣 ルアー釣 フライ釣		5,000円	たかはら木地 が森溪谷釣場 事務所
C.川上村井光養魚場の入口にある通称ロータリー橋の下流基柱より下流約300mの第3号堰堤までの流域内の井光川の区域	あまご にじます	餌 釣 ルアー釣 フライ釣		4,500円	井水鹿の里溪 谷釣場事務所

第9条 ～ 第12条〔略〕
附 則
この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。
附 則
この規則は、令和 7 年 月 日から施行する。

旧

第1条 ～ 第7条〔略〕
(遊漁料の額及び納付方法)
第8条 1～3〔略〕
4 前各項の規定にかかわらず、特別区域においてする遊漁の遊漁料及び納付場所は、次の表のとおりとし、餌釣については1人の遊漁者に、あまご1kg又はにじます2kgを目の前で放流し、ルアー釣、フライ釣については定期放流とするものとする。

区 域	魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料	納付場所
A. 川上村東川馬場の谷堰堤より下流1,000mの流域内の中井川の区域	あまご にじます	餌 釣 ルアー釣 フライ釣	1 日	4,000円 2,200円	うのがわ中井 溪谷事務所
B. 川上村高原関西電力用水取入口より下流1,100mまでの流域内の高原川の区域	あまご にじます	餌 釣 ルアー釣 フライ釣		4,000円 2,200円	たかはら木地 が森溪谷釣場 事務所
C.川上村井光養魚場の入口にある通称ロータリー橋の下流基柱より下流約300mの第3号堰堤までの流域内の井光川の区域	あまご にじます	餌 釣 ルアー釣 フライ釣		4,000円 2,200円	井水鹿の里溪 谷釣場事務所

第9条 ～ 第12条〔略〕
附 則
この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。
(新 設)
この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

新旧対照表

新		旧													
第1条 ～ 第4条〔略〕 (禁止区域) 第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の区域内においては、右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。		第1条 ～ 第4条〔略〕 (禁止区域) 第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の区域内においては、右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。													
<table><tr><th>区 域</th><th>期 間</th></tr><tr><td>黒滝村大字赤滝地区大西裏小堰堤より上流の黒滝川本支流</td><td>1月1日から 12月31日まで</td></tr><tr><td>黒滝村大字榎尾の龍光寺より上流の脇川及び榎尾川</td><td></td></tr></table>		区 域	期 間	黒滝村大字赤滝地区大西裏小堰堤より上流の黒滝川本支流	1月1日から 12月31日まで	黒滝村大字榎尾の龍光寺より上流の脇川及び榎尾川		<table><tr><th>区 域</th><th>期 間</th></tr><tr><td>黒滝村大字赤滝地区大西裏小堰堤より上流の黒滝川本支流</td><td>1月1日から 12月31日まで</td></tr><tr><td>(新 設)</td><td></td></tr></table>		区 域	期 間	黒滝村大字赤滝地区大西裏小堰堤より上流の黒滝川本支流	1月1日から 12月31日まで	(新 設)	
区 域	期 間														
黒滝村大字赤滝地区大西裏小堰堤より上流の黒滝川本支流	1月1日から 12月31日まで														
黒滝村大字榎尾の龍光寺より上流の脇川及び榎尾川															
区 域	期 間														
黒滝村大字赤滝地区大西裏小堰堤より上流の黒滝川本支流	1月1日から 12月31日まで														
(新 設)															
第6条 ～ 第11条〔略〕 附 則 この規則は、令和6年1月1日から施行する。 附 則 この規則は、令和 年 月 日から施行する。		第6条 ～ 第11条〔略〕 附 則 この規則は、令和6年1月1日から施行する。 (新 設)													

新旧対照表

新

旧

第1条 ～ 第5条〔略〕

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 第2条の規定による遊漁者が納付すべき遊漁料の額は、次の表のとおりとする。次項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ	友釣	1日	解禁日 4,000円
			2日目以降 3,000円
		1年	10,000円
あまご	竿釣	1日	解禁日 3,000円
			2日目以降 2,000円
		1年	4,000円

2〔略〕

3 次の表の左欄の者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらず右欄のとおりとする。

未就学の幼児及び村内に居住する小・中・高校生	無料
満35歳以下(年齢を証明できるものが必要)	8,000円

第7条 ～ 第10条〔略〕

附則
この規則は、令和6年1月1日から施行する。

附則
この規則は、令和7年月日から施行する。

第1条 ～ 第5条〔略〕

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 第2条の規定による遊漁者が納付すべき遊漁料の額は、次の表のとおりとする。次項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ	友釣	1日	解禁日 4,000円
			2日目以降 3,000円
		1年	10,000円
あまご	竿釣	1日	解禁日 3,000円
			2日目以降 2,000円
		1年	4,000円

2〔略〕

3 次の表の左欄の者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらず右欄のとおりとする。

未就学の幼児及び村内に居住する小・中・高校生	無料
満35歳以下(年齢を証明できるものが必要)	8,000円

第7条 ～ 第10条〔略〕

附則
この規則は、令和6年1月1日から施行する。

附則
この規則は、令和7年1月1日から施行する。

2. 令和6年度増殖実績数量及び令和7年度増殖計画数量の検討について

令和6年度増殖実績数量検討資料							
免許番号	漁業協同組合	増殖目標数			増殖実績数		
		魚種	数量	kg (尾)	魚種	数量	kg (尾)
奈内共第1号	十津川村	アユ	2,025	(405,000)	アユ	3,400	(680,000)
		アマゴ	513	(171,000)	アマゴ	582	(194,000)
		ウナギ		(791)	ウナギ		(1,582)
奈内共第2号		コイ	90	(3,000)	コイ	0	(0)
		フナ	40	(1,333)	フナ	40	(1,333)
奈内共第3号	五條市	アマゴ	100	(10,000)	アマゴ	300	(5,000)
奈内共第4号	天川村	アユ	1,500	(300,000)	アユ	3,320	(237,142)
		アマゴ	2,500	(250,000)	アマゴ	3,295	(65,900)
		ウナギ		(1,000)	ウナギ		(2,500)
		イワナ	産卵床造成 2箇所		イワナ	産卵床造成 2箇所	
奈内共第5号		ニジマス	825	()	ニジマス	900	()
奈内共第6号	下北山村	アユ	340	(68,000)	アユ	350	(74,468)
		アマゴ	352	(70,400)	アマゴ	515	(47,307)
		ウナギ		(1,167)	ウナギ		(1,200)
奈内共第7号		コイ	20	(667)	コイ	0	(0)
		フナ	10	(333)	フナ	10	(333)
奈内共第8号	下北山村 上北山村	アユ	540	(108,000)	アユ	700	(116,000)
			〔下北山村〕 0 (0)	〔下北山村〕 0 (0)			
		ウナギ	〔上北山村〕 540 (108,000)	〔上北山村〕 700 (116,000)			
			(333)	(500)			
			〔下北山村〕 (0)	〔下北山村〕 (0)			
			〔上北山村〕 (333)	〔上北山村〕 (500)			
奈内共第9号	下北山村 上北山村	アマゴ	888	(89,700)	アマゴ	859	(190,123)
		〔下北山村〕 8 (1,700)	〔下北山村〕 8 (123)				
		〔上北山村〕 880 (88,000)	〔上北山村〕 851 (190,000)				
奈内共第10号	下北山村 上北山村	コイ	45	(1,500)	コイ	0	(0)
			〔下北山村〕 20 (650)	〔下北山村〕 0 (0)			
			〔上北山村〕 25 (850)	〔上北山村〕 0 (0)			
		フナ	90	(3,000)	フナ	90	(3,000)
			〔下北山村〕 40 (1,333)	〔下北山村〕 40 (1,333)			
			〔上北山村〕 50 (1,667)	〔上北山村〕 50 (1,667)			
			250 ()		250 ()		
		ニジマス	〔下北山村〕 125 ()	ニジマス	〔下北山村〕 125 ()		
			〔上北山村〕 125 ()		〔上北山村〕 125 ()		

免許番号	漁業協同組合	増殖目標数		増殖実績数	
		魚種	数量 kg (尾)	魚種	数量 kg (尾)
奈内共第11号	野迫川村	アマゴ	430 (43,000)	アマゴ	500 (50,000)
奈内共第12号		ニジマス	120 ()	ニジマス	138 ()
奈内共第13号		アマゴ	40 (4,000)	アマゴ	140 (14,000)
奈内共第14号	五條市	アユ	30 (6,000)	アユ	30 (6,000)
奈内共第15号		アマゴ	180 (18,000)	アマゴ	300 (35,000)
奈内共第16号	吉野	アユ	2,100 (420,000)	アユ	2,044 (204,400)
		コイ	50 (1,667)	コイ	0 (0)
		ウナギ	(1,000)	ウナギ	(800)
奈内共第17号		アマゴ	50 (5,000)	アマゴ	100 (2,000)
奈内共第18号	川上村	アユ	50 (10,000)	アユ	50 (11,000)
		アマゴ	250 (25,000)	アマゴ	250 (4,200)
		ウナギ	(70)	ウナギ	(100)
奈内共第19号		ニジマス	200 ()	ニジマス	600 ()
奈内共第20号		アユ	400 (80,000)	アユ	668 (148,400)
		アマゴ	500 (50,000)	アマゴ	740 (1,230)
		ウナギ	(150)	ウナギ	(150)
奈内共第21号		ニジマス	200 ()	ニジマス	725 ()
奈内共第22号		ニジマス	40 ()	ニジマス	491 ()
奈内共第23号		アユ	100 (20,000)	アユ	100 (22,200)
		アマゴ	40 (4,000)	アマゴ	50 (800)
奈内共第24号			アマゴ	15,000 粒	アマゴ
奈内共第25号	黒滝川	アマゴ	260 (26,000)	アマゴ	350 (7,000)
		ウナギ	(170)	ウナギ	(1,500)

免許番号	漁業協同組合	増 殖 目 標 数		増 殖 実 績 数	
		魚 種	数量 kg (尾)	魚 種	数量 kg (尾)
奈内共 第26号	津風呂湖	ア ユ	10 (2,000)	ア ユ	10 (2,000)
		ウ ナ ギ	(552)	ウ ナ ギ	(552)
奈内共 第27号		コ イ	1,000 (33,333)	コ イ	0 (0)
		フ ナ	2,500 (83,333)	フ ナ	2,500 (83,333)
		ワカサギ	20,000 千粒	ワカサギ	70,000 千粒
奈内共 第28号	東吉野村	ア ユ	1,000 (200,000)	ア ユ	1,800 (180,000)
		ア マ ゴ	560 (56,000)	ア マ ゴ	800 (20,000)
		ウ ナ ギ	(700)	ウ ナ ギ	(1,000)
奈内共 第29号	波 多 野 月 ケ 瀬 五 月 川	ア ユ	124 (24,800)	ア ユ	128 (25,142)
		波 多 野	100 (20,000)	波 多 野	100 (20,000)
		月 ケ 瀬	8 (1,600)	月 ケ 瀬	8 (1,142)
		五 月 川	16 (3,200)	五 月 川	20 (4,000)
奈内共 第30号	波 多 野 月 ケ 瀬 五 月 川	コ イ	170 (5,667)	コ イ	0 (0)
		波 多 野	30 (1,000)	波 多 野	0 (0)
		月 ケ 瀬	100 (3,334)	月 ケ 瀬	0 (0)
		五 月 川	40 (1,333)	五 月 川	0 (0)
		フ ナ	350 (11,667)	フ ナ	390 (15,000)
		波 多 野	70 (2,333)	波 多 野	70 (2,333)
		月 ケ 瀬	200 (6,667)	月 ケ 瀬	200 (6,667)
		五 月 川	80 (2,667)	五 月 川	120 (6,000)
奈内共 第31号	波 多 野	コ イ	10 (333)	コ イ	0 (0)
		フ ナ	30 (1,000)	フ ナ	30 (1,000)
		ワカサギ	10,000 千粒	ワカサギ	10,000 千粒
奈内共 第32号	御 杖 村	ア マ ゴ	35 (3,500)	ア マ ゴ	35 (3,500)
奈内共 第39号		ア マ ゴ	35 (3,500)	ア マ ゴ	35 (3,500)
奈内共 第33号	布 目 川	コ イ	630 (21,000)	コ イ	0 (0)
		ニジマス	240 ()	ニジマス	400 ()
		ウ ナ ギ	(700)	ウ ナ ギ	(700)
奈内共 第34号		フ ナ	2,100 (70,000)	フ ナ	2,100 (70,000)
		ワカサギ	40,000 千粒	ワカサギ	40,000 千粒
奈内共 第35号	豊 里	ア ユ	50 (10,000)	ア ユ	70 (14,000)
		コ イ	40 (1,333)	コ イ	0 (0)

免許番号	漁業協同組合	増 殖 目 標 数			増 殖 実 績 数		
		魚 種	数量	kg (尾)	魚 種	数量	kg (尾)
奈内共 第36号	室 生	ア マ ゴ	100	(10,000)	ア マ ゴ	200	(2,400)
奈内共 第37号	室 生 宇 陀 川	コ イ	150	(5,000)	コ イ	0	(0)
		[室 生	75	(2,500)	[室 生	0	(0)
		[宇 陀 川	75	(2,500)	[宇 陀 川	0	(0)
		フ ナ	240	(8,000)	フ ナ	350	(9,833)
		[室 生	120	(4,000)	[室 生	200	(5,333)
		[宇 陀 川	120	(4,000)	[宇 陀 川	150	(4,500)
		ワカサギ	20,000	千粒	ワカサギ	20,000	千粒
		[室 生	10,000	千粒	[室 生	10,000	千粒
		[宇 陀 川	10,000	千粒	[宇 陀 川	10,000	千粒
奈内共 第38号	曾 爾 村	ア ユ	300	(60,000)	ア ユ	400	(80,000)
		ア マ ゴ	70	(4,200)	ア マ ゴ	100	(6,000)
奈内共 第40号	大 和 川 水 域 河 川	コ イ	300	(10,000)	コ イ	0	(0)
		フ ナ	240	(8,000)	フ ナ	240	(8,000)
奈内共 第41号	白 川 溜 池	コ イ	150	(5,000)	コ イ	0	(0)
		フ ナ	480	(32,000)	フ ナ	600	(20,000)

令和7年度増殖計画数量検討資料

免許番号	漁業協同組合	増殖目標数		増殖計画数	
		魚種	数量 kg (尾)	魚種	数量 kg (尾)
奈内共第1号	十津川村	アユ	2,025 (405,000)	アユ	2,025 (405,000)
		アマゴ	513 (171,000)	アマゴ	513 (171,000)
		ウナギ	(791)	ウナギ	(1,582)
奈内共第2号		コイ	90 (3,000)	コイ	90 (3,000)
		フナ	40 (1,333)	フナ	40 (1,333)
奈内共第3号	五條市	アマゴ	100 (10,000)	アマゴ	300 (5,000)
奈内共第4号	天川村	アユ	1,500 (300,000)	アユ	3,100 (221,428)
		アマゴ	2,500 (250,000)	アマゴ	3,045 (60,900)
		ウナギ	(1,000)	ウナギ	(2,500)
		イワナ	産卵床造成 2箇所	イワナ	産卵床造成 2箇所
奈内共第5号		ニジマス	825 ()	ニジマス	830 ()
奈内共第6号	下北山村	アユ	340 (68,000)	アユ	350 (74,468)
		アマゴ	352 (70,400)	アマゴ	405 (6,230)
		ウナギ	(1,167)	ウナギ	(1,200)
奈内共第7号		コイ	20 (667)	コイ	0 (0)
		フナ	10 (333)	フナ	10 (333)
奈内共第8号	下北山村 上北山村	アユ	540 (108,000)	アユ	650 (108,300)
			〔下北山村 0 (0)		〔下北山村 0 (0)
		ウナギ	〔上北山村 540 (108,000)	ウナギ	〔上北山村 650 (108,300)
			(333)		(333)
			〔下北山村 (0)		〔下北山村 (0)
			〔上北山村 (333)		〔上北山村 (333)
奈内共第9号	下北山村 上北山村	アマゴ	888 (89,700)	アマゴ	888 (88,123)
			〔下北山村 8 (1,700)		〔下北山村 8 (123)
			〔上北山村 880 (88,000)		〔上北山村 880 (88,000)
奈内共第10号	下北山村 上北山村	コイ	45 (1,500)	コイ	0 (0)
			〔下北山村 20 (650)		〔下北山村 0 (0)
			〔上北山村 25 (850)		〔上北山村 0 (0)
		フナ	90 (3,000)	フナ	90 (3,000)
			〔下北山村 40 (1,333)		〔下北山村 40 (1,333)
			〔上北山村 50 (1,667)		〔上北山村 50 (1,667)
		ニジマス	250 ()	ニジマス	250 ()
			〔下北山村 125 ()		〔下北山村 125 ()
			〔上北山村 125 ()		〔上北山村 125 ()

免許番号	漁業協同組合	増殖目標数		増殖計画数	
		魚種	数量 kg (尾)	魚種	数量 kg (尾)
奈内共第11号	野迫川村	アマゴ	430 (43,000)	アマゴ	430 (43,000)
奈内共第12号		ニジマス	120 ()	ニジマス	120 ()
奈内共第13号		アマゴ	40 (4,000)	アマゴ	40 (4,000)
奈内共第14号	五條市	アユ	30 (6,000)	アユ	30 (6,000)
奈内共第15号		アマゴ	180 (18,000)	アマゴ	300 (35,000)
奈内共第16号	吉野	アユ	2,100 (420,000)	アユ	2,100 (210,000)
奈内共第17号		コイ	50 (1,667)	コイ	0 (0)
		ウナギ	(1,000)	ウナギ	(1,000)
		アマゴ	50 (5,000)	アマゴ	50 (1,000)
奈内共第18号	川上村	アユ	50 (10,000)	アユ	50 (10,000)
奈内共第19号		アマゴ	250 (25,000)	アマゴ	250 (4,000)
		ウナギ	(70)	ウナギ	(100)
		ニジマス	200 ()	ニジマス	200 ()
奈内共第20号		アユ	400 (80,000)	アユ	400 (80,000)
		アマゴ	500 (50,000)	アマゴ	740 (1,000)
		ウナギ	(150)	ウナギ	(150)
奈内共第21号		ニジマス	200 ()	ニジマス	200 ()
奈内共第22号		ニジマス	40 ()	ニジマス	40 ()
奈内共第23号		アユ	100 (20,000)	アユ	100 (20,000)
		アマゴ	40 (4,000)	アマゴ	50 (700)
奈内共第24号		アマゴ	15,000 粒	アマゴ	80,000 粒
奈内共第25号	黒滝川	アマゴ	260 (26,000)	アマゴ	400 (8,000)
		ウナギ	(170)	ウナギ	(1,500)

免許番号	漁業協同組合	増殖目標数		増殖計画数	
		魚種	数量 kg (尾)	魚種	数量 kg (尾)
奈内共 第26号	津風呂湖	アユ	10 (2,000)	アユ	10 (2,000)
		ウナギ	(552)	ウナギ	(552)
奈内共 第27号		コイ	1,000 (33,333)	コイ	0 (0)
		フナ	2,500 (83,333)	フナ	2,500 (83,333)
		ワカサギ	20,000 千粒	ワカサギ	70,000 千粒
奈内共 第28号	東吉野村	アユ	1,000 (200,000)	アユ	1,800 (180,000)
		アマゴ	560 (56,000)	アマゴ	800 (20,000)
		ウナギ	(700)	ウナギ	(1,000)
奈内共 第29号	波多野 月ヶ瀬 五月川	アユ	124 (24,800)	アユ	128 (25,142)
		波多野	100 (20,000)	波多野	100 (20,000)
		月ヶ瀬	8 (1,600)	月ヶ瀬	8 (1,142)
		五月川	16 (3,200)	五月川	20 (4,000)
奈内共 第30号	波多野 月ヶ瀬 五月川	コイ	170 (5,667)	コイ	100 (3,334)
		波多野	30 (1,000)	波多野	0 (0)
		月ヶ瀬	100 (3,334)	月ヶ瀬	100 (3,334)
		五月川	40 (1,333)	五月川	0 (0)
		フナ	350 (11,667)	フナ	390 (13,000)
		波多野	70 (2,333)	波多野	70 (2,333)
		月ヶ瀬	200 (6,667)	月ヶ瀬	200 (6,667)
		五月川	80 (2,667)	五月川	120 (4,000)
奈内共 第31号	波多野	コイ	10 (333)	コイ	0 (0)
		フナ	30 (1,000)	フナ	30 (1,000)
		ワカサギ	10,000 千粒	ワカサギ	10,000 千粒
奈内共 第32号	御杖村	アマゴ	35 (3,500)	アマゴ	35 (3,500)
奈内共 第39号		アマゴ	35 (3,500)	アマゴ	35 (3,500)
奈内共 第33号	布目川	コイ	630 (21,000)	コイ	630 (21,000)
		ニジマス	240 ()	ニジマス	休業 ()
		ウナギ	(700)	ウナギ	休業 ()
奈内共 第34号		フナ	2,100 (70,000)	フナ	2,100 (70,000)
		ワカサギ	40,000 千粒	ワカサギ	休業
奈内共 第35号	豊里	アユ	50 (10,000)	アユ	50 (10,000)
		コイ	40 (1,333)	コイ	40 (1,333)

免許番号	漁業協同組合	増殖目標数		増殖計画数	
		魚種	数量 kg (尾)	魚種	数量 kg (尾)
奈内共 第36号	室 生	アマゴ	100 (10,000)	アマゴ	150 (1,800)
奈内共 第37号	室 生 宇陀川	コ イ	150 (5,000)	コ イ	75 (2,500)
		[室 生	75 (2,500)	[室 生	0 (0)
		[宇陀川	75 (2,500)	[宇陀川	75 (2,500)
		フ ナ	240 (8,000)	フ ナ	350 (9,833)
		[室 生	120 (4,000)	[室 生	200 (5,333)
		[宇陀川	120 (4,000)	[宇陀川	150 (4,500)
		ワカサギ	20,000 千粒	ワカサギ	20,000 千粒
		[室 生	10,000 千粒	[室 生	10,000 千粒
		[宇陀川	10,000 千粒	[宇陀川	10,000 千粒
奈内共 第38号	曾 爾 村	ア ュ	300 (60,000)	ア ュ	600 (120,000)
		アマゴ	70 (4,200)	アマゴ	100 (6,000)
奈内共 第40号	大 和 川 水域河川	コ イ	300 (10,000)	コ イ	300 (10,000)
		フ ナ	240 (8,000)	フ ナ	240 (8,000)
奈内共 第41号	白川溜池	コ イ	150 (5,000)	コ イ	150 (5,000)
		フ ナ	480 (32,000)	フ ナ	480 (32,000)

3. 令和7年度第5種共同漁業権の増殖目標数について

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百六十八条の規定による第五種共同漁業権に係る令和七年度漁業権者別増殖目標数を次のとおり定めたので公示します。

令和七年 月 日

奈良県内水面漁場管理委員会会長 渡 辺 勝 敏

別紙のとおり

免許番号	漁業権者	魚種名	増殖目標数kg (尾)
奈内共第1号	吉野郡十津川村重里 十津川村漁業協同組合	あゆ あまご うなぎ	2,025 (405,000) 513 (171,000) (791)
奈内共第2号	吉野郡十津川村重里 十津川村漁業協同組合	こい ふな	90 (3,000) 40 (1,333)
奈内共第3号	五條市今井1丁目 五條市漁業協同組合	あまご	100 (10,000)
奈内共第4号	吉野郡天川村沢谷 天川村漁業協同組合	あゆ あまご うなぎ いわな	1,500 (300,000) 2,500 (250,000) (1,000) 産卵場造成 2箇所
奈内共第5号	吉野郡天川村沢谷 天川村漁業協同組合	にじます	825
奈内共第6号	吉野郡下北山村上池原 下北山村漁業協同組合	あゆ あまご うなぎ	340 (68,000) 352 (70,400) (1,167)
奈内共第7号	吉野郡下北山村上池原 下北山村漁業協同組合	こい ふな	20 (667) 10 (333)
奈内共第8号	吉野郡下北山村上池原 下北山村漁業協同組合 吉野郡上北山村河合 上北山村漁業協同組合	あゆ うなぎ	540 (108,000) (333)
奈内共第9号	吉野郡下北山村上池原 下北山村漁業協同組合 吉野郡上北山村河合 上北山村漁業協同組合	あまご	888 (89,700)
奈内共第10号	吉野郡下北山村上池原 下北山村漁業協同組合 吉野郡上北山村河合 上北山村漁業協同組合	こい ふな にじます	45 (1,500) 90 (3,000) 250
奈内共第11号	吉野郡野迫川村北股 野迫川村漁業協同組合	あまご	430 (43,000)
奈内共第12号	吉野郡野迫川村北股 野迫川村漁業協同組合	にじます	120
奈内共第13号	吉野郡野迫川村北股 野迫川村漁業協同組合	あまご	40 (4,000)

(次頁に続く。)

奈内共第14号	五條市今井1丁目 五條市漁業協同組合	あゆ	30 (6,000)
奈内共第15号	五條市今井1丁目 五條市漁業協同組合	あまご	180 (18,000)
奈内共第16号	吉野郡吉野町飯貝 吉野漁業協同組合	あゆ こい うなぎ	2,100 (420,000) 50 (1,667) (1,000)
奈内共第17号	吉野郡吉野町飯貝 吉野漁業協同組合	あまご	50 (5,000)
奈内共第18号	吉野郡川上村迫 川上村漁業協同組合	あゆ あまご うなぎ	50 (10,000) 250 (25,000) (70)
奈内共第19号	吉野郡川上村迫 川上村漁業協同組合	にじます	200
奈内共第20号	吉野郡川上村迫 川上村漁業協同組合	あゆ あまご うなぎ	400 (80,000) 500 (50,000) (150)
奈内共第21号	吉野郡川上村迫 川上村漁業協同組合	にじます	200
奈内共第22号	吉野郡川上村迫 川上村漁業協同組合	にじます	40
奈内共第23号	吉野郡川上村迫 川上村漁業協同組合	あゆ あまご	100 (20,000) 40 (4,000)
奈内共第24号	吉野郡川上村迫 川上村漁業協同組合	あまご	15,000粒
奈内共第25号	吉野郡黒滝村中戸 黒滝川漁業協同組合	あまご うなぎ	260 (26,000) (170)
奈内共第26号	吉野郡吉野町河原屋 津風呂湖漁業協同組合	あゆ うなぎ	10 (2,000) (552)
奈内共第27号	吉野郡吉野町河原屋 津風呂湖漁業協同組合	こい ふな わかさぎ	1,000 (33,333) 2,500 (83,333) 20,000千粒
奈内共第28号	吉野郡東吉野村小 東吉野村漁業協同組合	あゆ あまご うなぎ	1,000 (200,000) 560 (56,000) (700)

(次頁に続く。)

奈内共第29号	山辺郡山添村大西 波多野漁業協同組合 奈良市月ヶ瀬月瀬 月ヶ瀬漁業協同組合 三重県伊賀市予野 五月川漁業協同組合	あゆ	124 (24, 800)
奈内共第30号	山辺郡山添村大西 波多野漁業協同組合 奈良市月ヶ瀬月瀬 月ヶ瀬漁業協同組合 三重県伊賀市予野 五月川漁業協同組合	こい ふな	170 (5, 667) 350 (11, 667)
奈内共第31号	山辺郡山添村大西 波多野漁業協同組合	こい ふな わかさぎ	10 (333) 30 (1, 000) 10, 000千粒
奈内共第32号	宇陀郡御杖村菅野 御杖村漁業協同組合	あまご	35 (3, 500)
奈内共第33号	山辺郡山添村桐山 布目川漁業協同組合	こい にじます うなぎ	630 (21, 000) 240 (700)
奈内共第34号	山辺郡山添村桐山 布目川漁業協同組合	ふな わかさぎ	2, 100 (70, 000) 40, 000千粒
奈内共第35号	山辺郡山添村大西 豊里漁業協同組合	あゆ こい	50 (10, 000) 40 (1, 333)
奈内共第36号	宇陀市室生大野 室生漁業協同組合	あまご	100 (10, 000)
奈内共第37号	宇陀市室生大野 室生漁業協同組合 宇陀市榛原檜牧 宇陀川漁業協同組合	こい ふな わかさぎ	150 (5, 000) 240 (8, 000) 20, 000千粒
奈内共第38号	宇陀郡曾爾村今井 曾爾村漁業協同組合	あゆ あまご	300 (60, 000) 70 (4, 200)
奈内共第39号	宇陀郡御杖村菅野 御杖村漁業協同組合	あまご	35 (3, 500)
奈内共第40号	磯城郡川西町唐院 大和川水域河川漁業協同組合	こい ふな	300 (10, 000) 240 (8, 000)
奈内共第41号	天理市和爾町 白川溜池漁業協同組合	こい ふな	150 (5, 000) 480 (32, 000)

※「こい」については、令和7年 月 日付け奈良県内水面漁場管理委員会
告示第 号により放流等が制限されています。

4. 資源管理の状況等の報告について

第5種共同漁業権者(河川漁協)	資源管理に関する取組実績			漁場の活用状況			県の意見
	漁業権行使規則に関する取組	資源維持・増殖等のための取組	その他	のべ遊漁者数	のべ行使者数	漁獲量(kg)	
十津川村	役員・総代・HPを通じて、漁業法令、行使規則の遵守を指導	カワウ対策：追い払い 増殖対策：放流場所の監視、禁止区域の監視 増殖目標数量以上の種苗放流	遊漁者対策：入川道の整備 漁協HPに釣果状況・漁場マップを掲載	5,132	4,959	16,107	漁場を適切かつ有効に活用されている
天川村	漁業権行使規則を遵守	カワウ対策：飛来数調査、駆除、かかし設置 増殖対策：アマゴ親魚の放流	遊漁者対策：入川道の草刈、補修、標識設置 環境整備：河岸清掃	11,721	2,273	25,911	漁場を適切かつ有効に活用されている
下北山村	漁場区域の監視による漁法違反者の取締	カワウ対策：駆除、追い払い、監視	遊漁者対策：あまご釣り教室の開催 環境整備：河岸の草刈、ごみ拾い	991	816	3,044	漁場を適切かつ有効に活用されている
上北山村	漁業権行使規則を遵守徹底 専属監視員による取締の徹底	カワウ対策：猟友会との連携による駆除・追い払い、生息調査 増殖対策：アマゴの保護のため遊漁期間を8月末までに設定 ニゴイ・ハスの駆除 常勤監視員1名による監視	遊漁者対策：入川道の草刈、歩道の補修 その他：種苗運搬路の新設・補修 小学生を対象としたアマゴの放流体験及び釣り教室の開催	2,421	760	3,799	漁場を適切かつ有効に活用されている
野迫川村	組合員が巡回監視 漁業権行使規則を遵守	増殖対策：増殖目標数以上の種苗放流、巡回監視	その他：保育園児対象の啓発活動	670	327	569	漁場を適切かつ有効に活用されている
五條市	役員を中心とした監視体制で河川を巡回することにより 漁業権行使規則の遵守を確認	カワウ対策：追い払い、飛来調査 増殖対策：海産天然アユの遡上状況の把握 発眼卵放流したアマゴの成育状況調査、産卵場造成 網漁禁止による資源保護、水質の監視 災害で休業していた漁場の資源調査を実施	その他：児童対象の魚のふれあい体験の実施 地域行事へ参加	1,148	669	1,336	漁場を適切かつ有効に活用されている
吉野	役員等による巡回監視を行い漁業権行使規則を遵守	カワウ対策：テグス張り、追い払い 増殖対策：分散放流、外来魚の駆除及び調査への協力 効果的なアマゴ放流地点の選定	環境整備：河川関係工事施工者へ遊漁者への配慮等について協力を依頼	2,915	3,112	4,290	漁場を適切かつ有効に活用されている
川上村	漁業権行使規則を遵守	カワウ対策：飛来調査、追い払い、駆除 増殖対策：ブラウントラウトの駆除 禁止区域等の巡回監視	環境整備：河川清掃	3,810	2,583	7,002	漁場を適切かつ有効に活用されている
黒滝川	役員が輪番で漁場を巡回 漁業権行使規則を遵守	増殖対策：禁止区域等の巡回監視、禁漁区の看板設置	環境整備：河川清掃	142	126	80	漁場を適切かつ有効に活用されている
津風呂湖	役員による漁場巡回、指導 漁業権行使規則を遵守	カワウ対策：花火等による追い払い、飛来数調査 増殖対策：魚道の管理、ワカサギの自家採卵	遊漁者対策：入川道の草刈 環境整備：河川清掃 その他：釣り大会、釣り教室の実施	8,140	4,752	9,591	漁場を適切かつ有効に活用されている
東吉野村	役員、監視員による漁場巡回 漁期、漁具・漁法を看板等で周知 行使券交付の際に口頭で規則を周知 漁業権行使規則を遵守	カワウ対策：追い払い、駆除、飛来数調査 増殖対策：産卵場造成、禁漁区巡回監視	遊漁者対策：入川道の補修 環境整備：河岸清掃、マナーアップキャンペーン	6,349	3,809	10,859	漁場を適切かつ有効に活用されている
波多野	役員による監視を実施 漁業権行使規則を遵守	カワウ対策：追い払い	遊漁者対策：入川道の草刈、標識設置	4,708	1,209	2,015	漁場を適切かつ有効に活用されている
月ヶ瀬	漁業権行使規則を遵守	増殖対策：上流企業への水質調査及び検査結果の提供を要請	環境整備：漁場の清掃	4,582	254	5,080	漁場を適切かつ有効に活用されている
五月川	釣り場の監視、組合員証の携帯遵守	増殖対策：フナ産卵期はキャッチアンドリリースとしている 増殖目標数量以上の種苗放流 カワウ対策：駆除を行うためエアライフルの許可を取得	遊漁者対策：入川道・道路の草刈 環境整備：釣場の清掃 その他：保育園児のフナ稚魚放流、釣り大会の実施 組合員対象のアユ釣り教室	8,000	640	8,502	漁場を適切かつ有効に活用されている
御杖村	役員による漁場巡回及び組合員への指導 漁業権行使規則を遵守	カワウ対策：駆除 増殖対策：アマゴの放流時期の検討	遊漁者対策：入川道の草刈、補修 環境整備：河川清掃	234	234	164	漁場を適切かつ有効に活用されている
布目川	役員による巡回監視 漁業権行使規則を遵守	カワウ対策：追い払い 増殖対策：ワカサギの自家採卵及び孵化作業の実施	遊漁者対策：草刈、標識設置 環境整備：湖岸・河川清掃	6,830	771	9,810	漁場を適切かつ有効に活用されている
豊里	漁法・漁期の掲示 地元組合員への啓発 漁業権行使規則を遵守	カワウ対策：テグス張り 増殖対策：堰堤での汲み上げ放流、禁止区域等の巡回監視	遊漁者対策：入川道の草刈 環境整備：河岸清掃	0	91	46	漁場を適切かつ有効に活用されている
室生	漁業権行使規則を遵守	外来魚対策：遊漁者に釣り上げた外来魚の殺処分を依頼 増殖対策：増殖目標数以上の種苗放流	遊漁者対策：草刈 環境整備：河川清掃	8,544	1,464	16,776	漁場を適切かつ有効に活用されている
宇陀川	役員・組合員による監視	増殖対策：増殖目標数以上の種苗放流	環境整備：草刈、河川清掃				
曾爾村	役員による巡回及び行使規則の確認 組合員の鑑札確認 漁業権行使規則を遵守	カワウ対策：防鳥糸張り、追い払い、飛来数調査 猟友会への駆除依頼	環境整備：河川清掃	830	586	1,945	漁場を適切かつ有効に活用されている
大和川水域河川	役員及び漁場監視員による巡回	増殖対策：放流場所、禁止区域等の巡回監視	遊漁者対策：入川道の草刈、補修、標識設置 環境整備：河岸清掃	8,680	1,464	2,028	漁場を適切かつ有効に活用されている
白川溜池	役員による監視、指導等 漁業権行使規則を遵守	カワウ対策：追い払い、飛来数調査 増殖対策：20～30cmのフナを放流	環境整備：溜池周辺、漁場周辺の清掃	7,230	149	7,696	漁場を適切かつ有効に活用されている

第2種区画漁業権者(養殖業者)		資源管理に関する取組		漁場の活用状況							県の意見
		漁業関係法令の遵守状況		養殖の種類・施設数	生産量・生産額	区画の使用状況	薬品の使用	漁場環境保全状況	防疫対策状況	養殖密度等	
北俣土地改良区	必要以上の投餌をせず、ため池の水質を維持。 免許番号、漁業権者の住所、氏名、存続期間等を示した標識を設置するなど、漁業法等の法令を遵守。	ふな養殖・ため池1池	ふな1万尾 未出荷	周年ため池全体を使用	なし	過剰な給餌にならないよう飼育数に適した餌料を給餌	低密度、適量給餌により、魚病の発生を抑制	ため池230ヘクタールで約1万尾飼育	稚魚の放流時期及び放流数量等について計画し、取り上げ後評価	漁場を適切かつ有効に活用されている	

5. コイヘルペスウイルス病のまん延防止について

奈良県内水面漁場管理委員会告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項及び第七十一条第四項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシギコイをいう。以下同じ。）の持出し、放流等について、次のとおり指示する。

令和 年 月 日

奈良県内水面漁場管理委員会会長 渡 辺 勝 敏

一 指示の内容

(一) 持出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面（和歌山県知事に漁場の管轄を委任した水面（新宮川水系北山川の一部）を除く。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると知事が認めた場合は、当該水域においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、生きたままコイを持ち出してはならない。ただし、まん延防止の処置を講ずるための持出し並びに公的機関が試験研究及び検査に供するための持出しは除く。

この場合、知事は、当該水域の範囲を定め、速やかに公表するものとする。

(二) 放流の制限

次に掲げる要件のいずれにも該当するコイでなければ、県内全ての公共用水面及びこれと連接一体を成す水面に放流してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した水域に再放流する場合は、この限りではない。

- (1) 放流用コイが汚染水域由来でないこと。
- (2) 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。
- (3) PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(三) 遺棄の禁止

生死を問わず県内全ての公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

二 指示の有効期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで